

「医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する
病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの（案）」
に対する意見募集の結果等について

令和4年1月19日
厚生労働省医政局
医 事 課

「医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの（案）」について、令和3年10月25日から同年11月23日まで御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は、適宜要約しております。

なお、今回の意見募集の対象となる事項についてのみ別紙に掲載しておりますが、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考にさせていただきます。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>「二次救急医療機関として位置づけられている病院等の要件」として、「年間の救急車の受入件数が1000件以上」、「診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上」となっているが、それぞれの数字設定根拠を明らかにしてください。</p>	<p>年間の救急車の受入件数が1000件以上である医療機関の半数以上が1年の時間外・休日労働時間について1860時間を上回っていたこと、また、年間の救急車の受入件数が1000件以上である医療機関数と概ね同数となるのが時間外・休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上という水準であったこと（いずれも厚生労働省調べ）から、このような基準としております。</p>
2	<p>特定地域医療提供機関の指定対象となるのは身体科救急を担当する医療機関のみで、精神科救急を担当する医療機関は一般の医療機関と同じ扱いとなりますが、特に身体合併症をあつかう精神科救急医療機関は勤務医の負担が重く、身体科救急と同様の扱いとするのが望ましい。</p>	<p>都道府県において、精神科救急に対応する医療機関について、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第113条第1項第3号に掲げる「地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」を提供する病院又は診療所であると判断した場合において、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える必要がある業務がある等の要件を満たす場合には、精神科救急に対応する医療機関についても特定地域医療提供機関としての指定を受けることが可能です。</p>
3	<p>医師の働き方改革について、救急医療や医師の応召義務に影響が出ないように進めるべきであり、国は、医師の健康増進を進めることにより、医師の日々の負担を減らし、救急医療等への対応がより</p>	<p>医師の健康を確保することは、医師本人にとってはもとより、医療の質や安全を確保することにつながります。救急医療を始めとした地域医療提供体制の確保に配慮しつつ、医師の働き方</p>

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
	行われやすくなるようにするべき。	改革を着実に進めてまいります。